

◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令
(政令第三百十一号)(農林水産省)

1 家畜伝染病予防法施行令の一部改正

- (1) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜にエミューを加え、その他所要の改正を行うものとする。(第一条、第二条及び第四条関係)
- (2) エミューの評価額の最高限度額について、五万二千円と定める。(第九条関係)

2 施行期日

この政令は、令和七年十月一日から施行する。
(附則関係)

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令
をここに公布する。

御名 御璽

令和七年九月三日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百十一号

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する
政令

内閣は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律
第百六十六号）第二条第一項、第八条の二第一項、
第十二条の三第一項及び第五十八条第一項第一号
の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第
二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表高病原性鳥インフルエンザの項及び
低病原性鳥インフルエンザの項、第二条並びに第
四条中「きじ」の下に、「エミュー」を加える。
第九条中「四千三百円」の下に、「エミューに
あつては五万二千元」を加える。

附則

この政令は、令和七年十月一日から施行する。

農林水産大臣 小泉進次郎
内閣総理大臣 石破 茂